

事 務 連 絡
令和 8 年 3 月 31 日

各都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

新型コロナウイルス感染症にかかる介護員養成研修（介護職員初任者研修・生活援助従事者研修）の臨時的な取扱いの廃止について

標記については、「新型コロナウイルス感染症に係る介護員養成研修（介護職員初任者研修・生活援助従事者研修）の臨時的な取扱いについて」（令和 2 年 4 月 30 日付事務連絡）において、都道府県の判断により、修了評価を含め、全て通信学習の活用による実施とすることを可能とし、令和 6 年 4 月 16 日付け事務連絡「介護員養成研修（介護職員初任者研修・生活援助従事者研修）の取扱いについて」により当面の間継続することとしたところです。

今般、「介護員養成研修の取扱細則について（介護職員初任者研修・生活援助従事者研修関係）」（平成 24 年 3 月 28 日老振発 0328 第 9 号厚生労働省老健局振興課長通知）の一部改正により、通信学習方式の取扱いを見直すこととしたことを踏まえ、当該臨時的取扱いについては、令和 9 年 3 月 31 日をもって廃止することとしますので、研修実施機関等への周知について、ご協力をお願いいたします。

【担当者連絡先】

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課人材研修係

TEL : 03-5253-1111（内線 3936、3877） FAX : 03-3503-7894

Mail : shinkou-jinzai@mhlw.go.jp